

長岡市入園選考基準

1 選考方法

- (1) 保育の必要な事由・程度に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定し、入園承諾します。なお、基準点は父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。
- (2) 合計点数が並んだ場合は、抽選により入園承諾者を決定します。ただし、年少以上児は希望する保育園の所在地と同じ小学校通学区域内に住所を有する場合は、優先的に入園承諾します。

2 選考基準

保育の必要な事由	保育の必要な事由の程度等	優先度
就労・就学	月140時間以上働いている	高 ↑ ↓ 低
	月120時間以上働いている	
	月80時間以上働いている	
	月48時間以上働いている	
傷病・障害	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている	高 ↑ ↓ 低
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	
親族の介護・看護	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・看護している	高 ↑ ↓ 低
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護・看護している	
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族を介護・看護している	
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	
出産前後	産前産後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する	高
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある(児童に対する保護の必要性が関係機関で確認済)	
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	低
求職活動	求職活動を行っている	
その他	上記に類する状態として認められるもの	

3 調整項目

家庭の状況	調整点
ひとり親世帯である	多
生活保護世帯である	
父母のどちらかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務)	
父母のどちらかが単身赴任している	
小規模保育所の卒園児で連携先保育園に入園希望である	中
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している(基準点8点以上)	
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している(基準点5点以下)	少
児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる)	
保育料の滞納がある(6か月以上だと減点多い)	
求職活動を、入園日から起算して90日以上継続している	減点
その他(上記に類する状態として認められるもの)	—